

有限会社フ アミリーサ ポート	八戸市湊高台七 丁目二六の六	介護予防 訪問介護	テルサの丘 ヘルシヨンス	八戸市湊高台七 丁目二六の六	二六・八二〇
-----------------------	-------------------	--------------	-----------------	-------------------	--------

青森県告示第六百三十四号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名	住 所	期 日	場 所
高橋 義 経	上北郡六ヶ所村大字 尾駮字家ノ前四六の 一	平成二十六 年九月二十 五日午後一 時三十分	青森市長島一丁目 一の 一 青森県庁西棟七階 C会議室	

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課
（担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三）

2 所在地 青森市長島一丁目一の

青森県告示第六百三十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

南部町

二 測量の種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成）

三 測量の期間

平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日まで

四 測量の地域

三戸郡南部町全域

青森県告示第六百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年九月二十六日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間	変更 前後別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
----------	----------	---------	-----------------------	-----------	-----------------------	-----------------------	--------

2	1
県道	国道
八戸階上線	一〇三号
八戸市大字白銀町字州賀端五九の二から八戸市大字鮫町字鮫九三まで	十和田市大字奥瀬字尻辺山一から十和田市大字奥瀬字十和田湖畔子ノ口四六七の二まで
八戸市大字白銀町字州賀端五九の二から八戸市大字鮫町字鮫九一まで	
後	前
二七・〇〇メートルから	一〇・六・九三メートルから
八・五〇メートルから	一〇〇・九一メートルから
三・〇〇メートルから	一〇〇・九三メートルから
九三・五四メートルから	一〇〇・九一メートルから
四・九九六・〇〇メートル	八・五六九・〇〇メートル
一、八〇一・五〇メートル	八・五六九・〇〇メートル
一、九三四・三〇メートル	八・五六九・〇〇メートル

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年八月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 team Step by step
- 三 代表者の氏名
葛西 優子
- 四 主たる事務所の所在地
弘前市城東三丁目一の一
- 五 定款に記載された目的

この法人は、障がいのあるなしにかかわらず、すべての児童が地域社会で互いに理解すること、心身ともに健全に育成され、自立していけるよう障害福祉サービス事業や子育て応援事業などにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

国有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
青森市大字油川字岡田二二二の九	雑種地	一、四二九・〇三平方メートル
青森市大字油川字岡田二二二の一	雑種地	一、二二五・五五平方メートル
合 計		二、六四四・五八平方メートル

二 予定価格

三千四百三十七万九千五百四十円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市大字油川字岡田二六二の九及び二六二の一〇

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎西棟七階B会議室

2 日時

平成二十六年九月九日 午前十時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。

指定する用途

保管施設用地、流通施設用地とする。

3 平成二十六年九月四日午後二時三十分から、青森市大字油川字岡田二六二の九及び二六二の一〇において現場説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 山本建築

二 氏名 山本 紀雄

三 主たる営業所の所在地 三沢市岡三沢五丁目二五の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第七九七四号

五 取消年月日 平成二十六年七月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年八月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 中島建設株式会社

二 代表者の氏名 千代谷 百子

三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字太田七の八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第九一八八号

五 取消年月日 平成二十六年七月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

7 監視の要因と対応の確保

平成二十六年四月四日福留建設業協会発出申請書の対応による監視の要因と対応の確保を確保する。このうち、建設業協会に提出された申請書の対応による監視の要因と対応の確保を確保する。

監視の要因と対応の確保

監視結果に対する措置の公表

平成26年3月31日付け青監査第102号で報告した特定行政監査の結果（監査対象事務：指定管理者制度の運用について）に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年8月27日

青森県監査委員	泉山哲草
同	元木篤子
同	山谷清文
同	小樽山吉紀

監視結果1

アンケート調査について（改善事項）

運用方針では、指定管理者は、県と協議の上、施設管理状況、職員対応状況、実施事業・展示等、サービス全般に関する利用者のアンケート調査を適当な時期に実施（施設の管理のみを業務とする施設を除く。）し、自己改善に資するものとしているが、施設の管理のみを業務とする施設を除く1施設が実施していなかった。アンケート調査を実施していない施設を所管する機関にあっては、アンケート調査を実施させる必要がある。

対応した機関	措置の内容
中南地域県民局 地域整備部	平成26年4月より窓口に来た方及び入居者に対し、アンケート調査を行っている。

監視結果2

監視状況、経理状況の把握について（改善事項）

運用方針では、指定管理施設の管理状況及び経理状況に関し、実態を把握するため、適当な時期に、実地調査を年1回以上行うこととされているが、実地調査を行っていない施設が5施設あった。

実地調査を実施していない機関にあっては、施設管理やサービスの水準、施設の管理状況等を的確に把握するため、実地調査を行う必要がある。

対応した機関	措置の内容
観光企画課	指定管理者である青森水族館管理株式会社と協議し、「青森県宮浅田水族館の管理に関する基本協定書」第17条に基づき毎事業年度終了後60日以内に提出される事業報告書を基に、毎年度6月に実地調査を行うこととした。書をもとに、管理状況及び経理状況について6月に実地調査を行うこととする。
東青地域県民局 地域整備部	県営住宅等指定管理者業務子エツク表（建築住宅課作成）により、平成25年8月26日指定管理者に対する実地調査（立ち入り調査）を行い、問題はなかった。
中南地域県民局 地域整備部	平成25年度より管理状況、経理状況に関し実地調査を定期に行っている。
三八地域県民局 地域整備部	平成25年度より管理状況、経理状況に関し実地調査を定期に行っている。
西北地域県民局 地域整備部	平成25年度より管理状況、経理状況に関し実地調査を定期に行っている。

監視結果3

指定管理者の運営状況の評価について（改善事項）

運用方針では、指定管理者管理運営状況について、指定管理者の自己評価を踏まえ県が評価することとされているが、指定管理者の自己評価と県の評価結果に差異がある例が1施設について見られた。指定管理者と県の間で評価結果に差異がある場合には、指定管理者に差異が生じた理由や、県が求める業務水準について指定管理者に説明し評価に関する認識の共有を図っているが、特に対応していないものが2施設見られた。

評価に差異があるにもかかわらず、特に対応していない機関にあっては、評価について、指定管理者と認識の共有を図る必要がある。

対応した機関	措置の内容

障害福祉課	指定管理者に対し評価の差異の理由を説明するとともに、平成25年度において作成した評価基準に基づいて、指定管理者にも説明を行い、評価について、指定管理者と認識を共有した。
中南地域県民局 地域整備部	評価に差異がある場合は、指定管理者から聞き取りを行い、認識を共有したうえで評価している。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭